明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令（九）　二
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（一〇）　三
○道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（一一）　三
○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一二）　四
○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三）　五
○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四）　六
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五）　八
○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　九
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二〇三～二〇九）　一〇

〔省　令〕

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令（総務・経済産業一）　一一

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務三三）　一二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二一）　一二
○学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（文部科学四）　一三
○健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（厚生労働一四）　一四
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率（同一五）　一四
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率（同一六）　一四
○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、インターネット接続機器の種類及び台数を定める件（経済産業四）　一五
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一一～一一四）　一五

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁　一三
第三者所有物の没収、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　一三
裁判所　一三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
地方公共団体　一四
教育職員免許状失効関係　一四
会社その他　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第九号）（総務省）

1　事業所税の課税団体として、新たに、明石市を指定することとした。（第五六条の一五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（総務省）

1　危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改正する等の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第一一号）（国土交通省）

1　自動車の新規登録等を申請する者が国に納めなければならない手数料の額を実費を勘案して改めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二号）（国土交通省）

1　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の職員となる者が属する国土交通省及び内閣府の部局又は機関を定めることとした。（第一九条関係）

2　機構が国から承継する権利及び義務を定めることとした。（第二〇条関係）

3　機構に無償で使用させることができる国有財産を定めることとした。（第二一条関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。